

**大学等における社会福祉士養成にかかる
教育内容の現状について**

＜参考資料＞

社団法人日本社会福祉士養成校協会

社団法人日本社会福祉士養成校協会 会員校における各科目別開講時間数の集計

※平成17年度会員名簿より転記(各校からの報告時間数をそのまま集計)した。

※平成17年6月17日現在の会員数243校中、時間数の報告があったもののみ計上した。

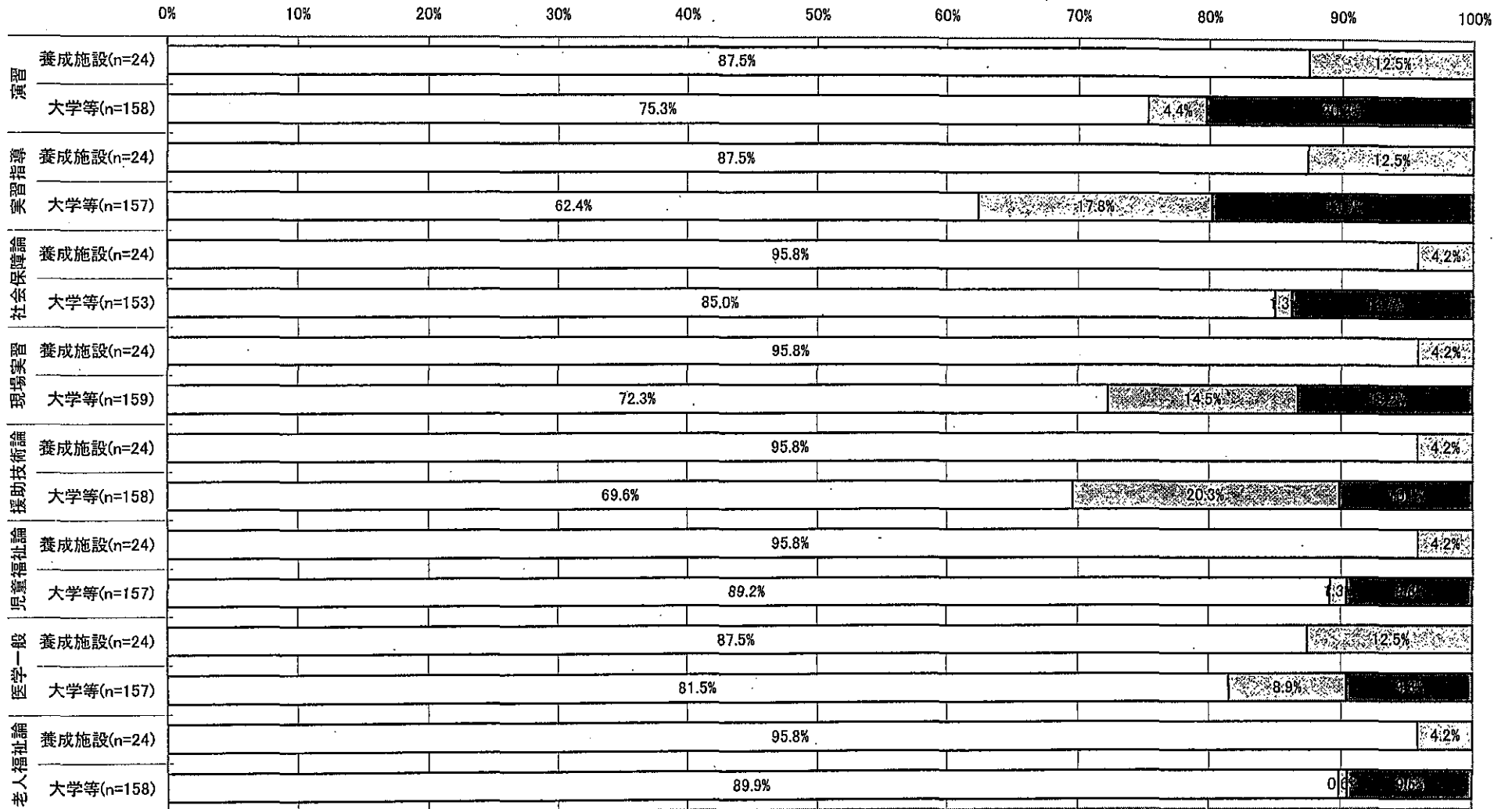
※表中、大学等において各科目別の合計数に差異が見られるが、これは「当該年度は科目を開講していない」「選択科目のため開講していない」等の理由による。

社会福祉士養成施設養成課程	一般養成施設 (通学課程)				大学等												
					4年制大学						短大・専修学校						
					科目	基準時間数	基準時間通りの学校数	基準時間超の学校数	基準時間未満の学校数	合計	基準時間通りの学校数	基準時間超の学校数	基準時間未満の学校数	合計	基準時間通りの学校数	基準時間超の学校数	基準時間未満の学校数
社会福祉原論	60	23	1	0	24	140	5	13	158	102	4	13	119	38	1	0	39
老人福祉論	60	23	1	0	24	142	1	15	158	104	0	15	119	38	1	0	39
障害者福祉論	60	23	1	0	24	141	3	13	157	105	1	12	118	36	2	1	39
児童福祉論	60	23	1	0	24	140	2	15	157	103	1	14	118	37	1	1	39
社会保障論	60	23	1	0	24	130	2	21	153	98	0	19	117	32	2	2	36
公的扶助論	30	22	2	0	24	123	22	5	150	90	19	5	114	33	3	0	36
地域福祉論	30	22	2	0	24	113	38	3	154	82	33	3	118	31	5	0	36
社会福祉援助技術論	120	23	1	0	24	110	32	16	158	76	29	14	119	34	3	2	39
社会福祉援助技術演習	120	21	3	0	24	119	7	32	158	87	4	28	119	32	3	4	39
社会福祉援助技術現場実習	180	23	1	0	24	115	23	21	159	90	14	16	120	25	9	5	39
社会福祉援助技術現場実習指導	90	21	3	0	24	98	28	31	157	72	20	27	119	26	8	4	38
心理学	30	21	3	0	24	99	54	2	155	72	44	2	118	27	10	0	37
社会学	30	21	3	0	24	97	55	3	155	70	46	3	119	27	9	0	36
法学	30	23	1	0	24	102	46	3	151	72	38	3	113	30	8	0	38
医学一般	60	21	3	0	24	128	14	15	157	93	10	15	118	35	4	0	39
介護概論	30	18	6	0	24	95	56	7	158	81	31	7	119	14	25	0	39
合計	1,050																

※「基準時間数」は、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」(昭和62年厚生省令第50号)において定められている一般養成施設の各科目の時間数(当該時間数の基準については、大学等においては適用されない)。

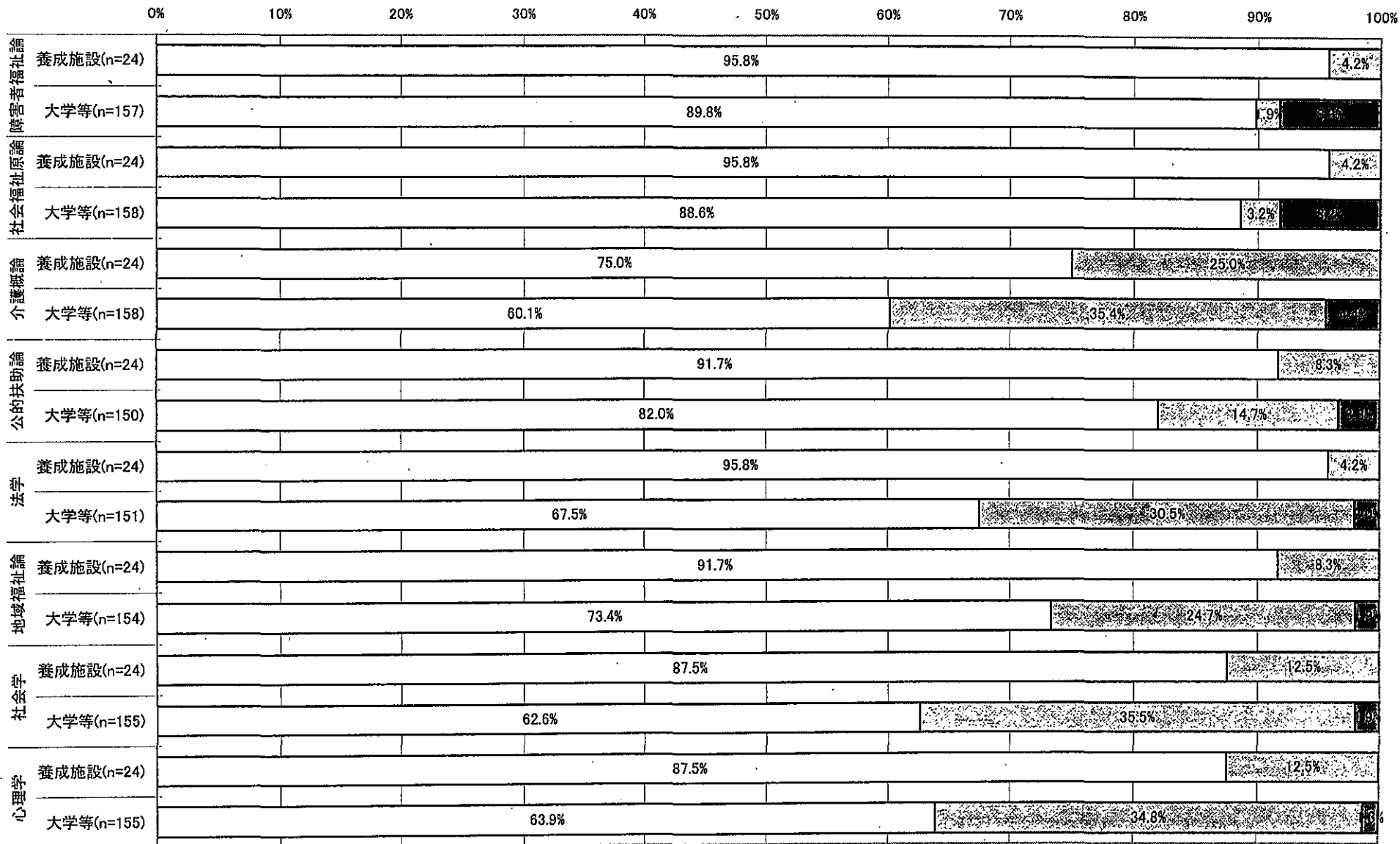
- 約2割の大学等において、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習指導の授業時間が、養成施設の基準未満である。
- 1割強の大学等において、社会保障論（地域福祉論・公的扶助論との選択科目）、社会福祉援助技術現場実習が、養成施設の基準未満である。
- 約1割の大学等において、社会福祉援助技術論、児童福祉論、医学一般、老人福祉論が養成施設の基準未満である。

基準時間 基準時間超 基準時間未満



- 一方、3割を超える大学等が、心理学、社会学、法学(左記3科目は選択科目)、介護概論の授業時間が、養成施設の基準時間を超えて開講している。
- また、2割を超える大学等が、地域福祉論(社会保障論、公的扶助論との選択科目)、介護概論の授業時間が、養成施設の基準時間を超えて開講している。

基準時間 基準時間超 基準時間未満



【実習教育の現状について】

調査研究報告書『社会福祉専門職における現場実習の現状とこれからのあり方に関する調査研究報告書』（平成13年度、米本ら。社会福祉・医療事業団委託研究）にみる実習教育の現状（一部データを抜粋）

- 調査対象：社会福祉士試験受験資格を付与する全学校から通信課程のみの学校を除いた238校
※回収数152（大学院1、4年制大学89、短期大学17、専門学校45）、回収率63.9%
- 調査方法：郵送法
- 調査期間：2001年11月5日～同月末迄

○実習指導・現場実習専任教員の有無について（表1）

・実習指導・現場実習にかかわる専任教員の配置の有無について回答した141校のうち、約4割が専任教員を配置していない（このうち、養成施設において専任教員の設置が義務づけられているのは実習指導のみ）。

表1：実習指導・現場実習専任教員の有無

	いる	いない	合計	NA
専任教員	87 (61.7)	54 (38.3)	141 (100.0)	11

○実習指導の内容について（表2）

・「視聴覚学習」「現場実習以外での現場との接触機会の設定」「巡回訪問指導担当教員と該当学生との打合せ」「実習に関する実習生の自己評価」「実習評価に関する全体総括会」の実施率が約6～7割程度とやや低い。また、約2割が実習指導内容に「実習計画書の作成」が含まれていない。

表2：現場実習指導の内容（複数回答）n=152

項目	回答数 (%)
1. 現場実習とは何かに関するオリエンテーション	147 (96.7)
2. 視聴覚学習	87 (57.2)
3. 現場実習以外での現場との接触機会の設定	106 (69.7)
4. 実習計画書の作成	123 (80.9)
5. 実習施設・機関への事前訪問（実習生による）	131 (86.2)
6. 実習日誌・ノート・記録の書き方	142 (93.4)
7. 巡回訪問指導担当教員と該当学生との打ち合わせ	105 (69.1)
8. 巡回訪問指導	136 (89.5)
9. 実習総括レポート（実習報告書）作成	135 (88.8)
10. 実習に関する実習生の自己評価	100 (65.8)
11. 実習評価に関する全体総括会	109 (71.7)

○週1回の実習巡回指導について（表3）

・約3割が巡回指導を実施しておらず、実施しているとの回答は約2割にとどまっている。

表3：厚生労働省規定（養成施設）の週1回巡回指導の実施の有無（n=152）

	実施している	一部実施	実施していない	NA	合計
週1回巡回	30 (19.7)	60 (39.5)	45 (29.6)	17 (11.2)	152 (100.0)

※当該調査対象には、教育内容や教員要件等、法令に基づく基準を遵守することが求められている一般養成施設も含まれていることから、それらを除いた場合、表1の専任教員を置いている割合、表2の各項目の割合、表3の週1回の巡回指導を実施している割合は、それぞれ低くなるのが予想される。